社会保障審議会統計分科会 疾病、傷害及び死因分類部会運営要綱

制 定 平成25年8月30日

一部改正 平成30年8月8日

一部改正 令和3年1月14日

一部改正 令和4年6月1日

(目的)

第1条 社会保障審議会令第6条第1項に基づき設置された疾病、傷害及び死 因分類部会(以下、「分類部会」という。)については、社会保障審議会令 及び社会保障審議会運営規則に定めるもののほか、本要綱に基づき運営 を行う。

(所掌)

- 第2条 分類部会は次の事項について審議する。
 - (1)世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠し、「統計法」(平成 19年法律第53号)第28条第1項に基づき定められた、「疾病、傷害及び死因に関する分類」の改正に関すること。
 - (2) その他、必要な事項。

(会議)

第3条 部会長が必要と認めたときは、分類部会に、分類部会に属する委員、臨時委員及び専門委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 分類部会の庶務は、厚生労働省政策統括官付参事官付国際分類情報管 理室において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、分類部会の運営に関し必要な事項は、部 会長が分類部会に諮って定めるものとする。

附則

本要綱は、平成25年8月30日から施行する。 本要綱は、平成30年8月8日から施行する。 本要綱は、令和3年1月14日から施行する。 本要綱は、令和4年6月1日から施行する。